

第3回 仙台市水道事業基本計画検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 4 月 27 日 (月) 9 : 45 ~ 12 : 00
- 2 場 所 市役所本庁舎 2 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 太田正委員長、石橋良信副委員長、織田澤利守委員、小山かほる委員、
小林達子委員、西村修委員、谷田貝泰子委員
- 4 事務局 水道局次長兼業務部長、給水部長、浄水部長、
業務部参事兼企画財務課長、業務部参事兼業務課長、総務課長
給水部参事兼配水管理課長、計画課長、南配水課長、浄水部主幹、
施設課長、茂庭浄水課長
- 5 議 事
 - (1) 開会
 - (2) 仙台市水道事業の現状と課題について
 - ①お客さまサービス
 - ②環境
 - ③経営
 - ④新たな課題
 - (3) 今後の検討スケジュール
 - (4) 閉会

(1) 開 会

(2) 仙台市水道事業の現状と課題 (資料 1)

①お客さまサービス

○石橋副委員長

太田委員長が遅れていらっしゃるようですので、それまで私が進行させていただきます。現状と課題の「お客さまサービス」と「環境」につきまして、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

(1 ページ)

「お客さまサービス」と「環境」の二つのテーマについてご説明をさせていただきます。

(2 ページ)

お客さまサービスについてでございますが、水道局では、より満足していただける水道サービスを提供するためには、これまで以上にお客さま満足度の向上という視点で事業運営が必要と考えているところでございます。左下の水道事業ガイドラインに基づく業務指標を見ますと、各種苦情件数の割合は年々減少しておりますが、右側の平成 20 年度の「お客さま意識調査」からも読み取れますように、水質管理、災害対策、おいしい水などお客さまは様々な意見や要望をお持ちであることから、これらを事業運営に反映させることで、さらなるお客さま満足度の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

(3 ページ)

水道局では、平成 19 年 1 月にコールセンターを開設し、電話受付窓口の一元化を図りました。これにあわせ土曜日の受付や平日の受付時間の午後 7 時までの延長、インターネットによる受け付けを開始しております。これにより電話混雑の解消やより親切でわかりやすい対応などにより、サービスの向上が図られております。下には、コールセンターの業務内容、受付時間、センター内の業務風景及び取り扱い業務の比率をお示ししております。

(4 ページ)

次に、給水装置についてですが、下の図をご覧ください。宅内に給水するための給水装置は、水道メーターを除き、道路内の配水管の取り出しから蛇口までがお客さまの財産ですが、メーター上流部は水道局が、メーター下流部はお客さまが維持管理することになっております。このため、修繕もメーターを含めた上流部は原則として水道局が、下流部はお客さまが行うことになり、漏水等で修繕が必要な場合、お客さまにとってどこに連絡して誰に修繕してもらうのがいいのか、わかりにくい状況となっておりますことから、今後メーターの上・下流部の管理区分にこだわらない一元的な窓口対応や迅速な修繕体制の確立が必要と考えているところでございます。

(5 ページ)

水道局では、水道料金の収納方法を従来の口座振替や水道局や銀行の窓口払いに加え、平成 16 年 12 月よりコンビニエンスストアでの収納を開始しております。取扱件数の割合は、左下のグラフからも読み取れますように年々増加しており、お客さまの利便性の向上が図られております。また、近年クレジットカードによる決済についても要望が寄せられておりますが、従来の収納方法より経費負担の増加が見込まれることから、慎重に検討を進めているところでございます。なお、右下の表はクレジットカード決済の導入事業者の状況でございます。

(6 ページ)

水道局の広報活動は、下の表にありますように、広報紙やホームページなど各種媒体や手法により行っておりますが、より効果を上げるためにはお客さまのニーズをつかむとともに、どういったお客さまに何を伝えるのかといった広報のあり方を工夫していく必要があると考えております。また、お客さまの水道事業への理解を深めていただくために、平成 5 年に青下水源地に設置いたしました水道記念館についても、開館後相当の年数を経過していることから、今後の活用方法について検討を進めていく必要があると考えております。なお、右上の写真は水道局の広報紙「H2O」、その下の写真は水道記念館の外観でございます。

(7 ページ)

では、お客さまはどのようなことに関心があるのでしょうか。左下の平成 20 年度の「お客さま意識調査」によりますと、水質、災害対策、水道料金についての関心が高いことがわかります。一方、右下のグラフから、地震等の災害対策用に市内各所に設置している応急給水施設の認知度が低いことがわかります。このようなことから、事業の状況をよりわかりやすくお知らせできるよう、今後様々な工夫が必要と考えております。

(8 ページ)

水道局の広聴事業は、中段の表にありますように、広報紙のアンケートハガキ、ホームページ等を通じて行っているほか、水道モニターに皆様からご意見をいただいております。こうした方法のほか、コールセンターに寄せられる意見についても情報の共有化や活用が図られるよう「お客さまの声施策反映システム」を有効に機能させる必要があると考えております。なお、右側の表は、平成 19 年度のお客さまの声の受付状況、下の図は「お客さまの声施策反映システム」の概要図でございます。

(9 ページ)

最後に、お客さまとの協働についてでございますが、水道事業においても水源保全や災害時の対応など、協働による成果が期待される分野が広がってきており、今後お客さまに水道事業についての理解を深めていただく取り組みや、「私たちの水道」という意識を持つていただくための取り組みを強化していく必要があると考えております。なお、ここにお示しました 3 枚の写真は、釜房ダム湖畔の清掃活動、仙台市総合防災訓練及び非常用飲

用水貯水槽による応急給水訓練の様でございます。

(10ページ)

今までご説明した内容をまとめると、次のようになります。

1. コールセンターの実施や料金支払い方法の多様化など、お客さまの利便性の向上に努めてきましたが、これら既存の取り組みを充実していくことに加え、お客さまのニーズを踏まえた新たな取り組みについて継続して検討していく必要があります。

2. 水道料金で成り立っている公営企業として、事業の状況をよりわかりやすくお知らせする努力が求められており、お客さまの関心が高い情報も踏まえながら、安心して水道水をご使用いただけるように、より効果的な広報を目指していく必要があります。

3. コールセンターなどに寄せられたお客さまの声を局内で共有することなどを通じ、様々な業務や施策へお客さまの声を反映させ、サービスの向上に努めていくことも必要です。

4. 水源保全や災害時の対応など、お客さまとの協働による成果が期待できる分野については、協働の観点からの取り組みも必要です。

②環境

(11ページ)

引き続き、環境の説明に移らせていただきます。水道事業は自然界の水循環の中で成り立っている産業であることから、環境問題への取り組みも重要です。特に、原水の水質が良好なことは、おいしい水の供給のほか、浄水過程で使用する薬品注入量などの環境負荷の低減などの効果もあることから、水源保全の取り組みは重要でございます。また、環境に負荷を与えるものとして、薬品のほかにもポンプによる送水等で使用する電力や、浄水過程で発生する汚泥や配水管の布設工事などで生じる発生土・コンクリート等の建設副産物などがあることから、環境に配慮した事業運営に努める必要がございます。なお、右上の模式図は水道事業が環境に与える負荷要因を表しており、下の図は仙台市の水道水が届くまでの平成19年度の環境負荷を表しております。

(12ページ)

国における取り組みといたしましては、1997年の京都議定書の締結以降、2008年6月に「福田ビジョン」が示され、現在2020年までの温室効果ガス排出量の削減目標の検討が進められております。また、2013年以降の世界的な枠組みを決定するポスト京都議定書に関する動きも進んでおります。なお、京都議定書と「福田ビジョン」の主な内容は下記のとおりでございます。仙台市としての取り組みについて付け加えますと、現在「環境基本計画」という環境分野の計画に基づき、様々な取り組みが進められておりますが、この計画が平成22年度で終了することから、平成23年度からの次期環境基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。また、この環境基本計画に基づく独自の計画として、「新・仙台市環境行動計画」を策定し、平成18年度から各庁舎や学校等すべての施設で二酸化炭

素排出量等を把握するなどして、市役所全体として環境負荷の実績把握と低減活動に力を入れており、水道局も参加しております。

(13 ページ)

水道事業における取り組みといたしましては、2008 年 6 月の厚生労働省の「水道ビジョン」で、環境・エネルギー対策の強化の方策として、廃棄物の再資源化や電力使用量の削減などが取り上げられており、また、達成すべき施策目標といたしまして、単位水量当たりの電力使用量 10%削減や浄水汚泥の有効活用率 100%などが盛り込まれております。なお、各目標の全国及び本市の実績は下記の表のとおりで、再生可能エネルギーの利用事業者の割合以外の各目標は全国平均を上回っております。

(14 ページ)

平成 19 年度の水道局のCO₂ 排出量は約 750 万キログラムで、平成 16 年度に比べ約 180 万キログラム削減いたしました。これは主に排出量の 8 割を占める浄水場やポンプ所などの事業系での削減によるものでございます。また、排出量の 9 割は電気の使用によるものです。

(15 ページ)

水道局の事業系における電力使用量は、左下のグラフからも読み取れますが、年々減少しており、平成 18 年度の富田浄水場の休止以降、大幅に減少しております。また、配水量 1 立方メートル当たりの電力消費量は、右下のグラフからもわかりますが、国全体の目標値より大幅に少なくなっております。これは本市の給水区域の大半が自然流下による送・配水システムとなっているためでございます。なお、大都市比較のグラフで堺市の値が最も少ないのは、配水量のほとんどが大阪府営水道からの受水で賄われており、水道水をつくるための電力がかからないことや、受水地点が高台にあるため市域の大半に自然流下による配水が可能のためでございます。また、このグラフに千葉市がないのは、市域のほとんどが千葉県営水道の給水区域で、市営水道の規模が小さいためでございます。

(16 ページ)

次に、再生可能エネルギーの有効活用についてですが、本市の場合、給水区域の大半が自然流下による送・配水となっており、電力消費の少ないシステムですが、さらなる方策として小水力発電の導入などの検討を行っておりますが、まだ実現には至っておりません。今後、施設の改築・更新等の機会をとらえ、導入を図ってまいりたいと考えているところでございます。なお、下の図は横浜市の小水力発電と北九州市の太陽光発電の導入例でございます。

(17 ページ)

最後に、資源リサイクルの推進についてでございますが、本市では浄水過程で発生する汚泥のうち、茂庭、国見、中原の各浄水場の汚泥を、現在、岩手県のセメント工場まで運搬し、セメント原料として処分しております。しかし、この方法が恒久的に保証されたものでないため、新たな活用方法の検討も必要です。また、今後とも配水管の布設工事等で

生ずる発生土やコンクリート等建設副産物の再資源化や再利用にも力を入れていく必要があると考えております。なお、中段の表は本市の浄水発生土と建設副産物のリサイクルの状況で、年々上昇していることがわかります。また、下段の二つのグラフは、各大都市の状況でございます。浄水発生土の有効利用率がゼロの都市がありますが、札幌市のように自前の処分場があるため全量埋め立て処分を行っている場合や、さいたま市のように水源が広域水道からの受水と地下水で、地下水は滅菌等の簡単な水処理だけで給水でき、汚泥の発生がほとんどない場合などがございます。

(18ページ)

今までご説明した内容をまとめると、次のようになります。

1. 地球環境が良好であることは水道事業の運営にも大きく関わるものであり、水道事業者として環境問題へのより積極的な対応が必要です。特に、原水水質の保持は水道事業にとっても重要ですが、水源保全の取り組みは水道事業者だけでは限界があることから、関係機関を巻き込んだ取り組みが必要です。

2. また、地球温暖化防止を主とした環境問題への取り組みは世界レベルで進展しており、水道事業においてもその取り組みの必要性が高まっています。

3. 仙台市の水道は地形を活かした自然流下によって電力消費の少ない水道システムとなっていますが、さらなる方策として施設の更新等の機会をとらえ、事業化に至っていない小水力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入などを進めていくことで、より環境に優しいシステムづくりに努めていく必要があります。以上で、最初の二つのテーマの説明を終わらせていただきます。

○石橋副委員長

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問をお願いします。今回の検討委員会のテーマはこれまでの議題と違って、サービスや経営といった事業のソフトに関する分野となっております。

○小林委員

5ページに関して、今後クレジットカード決済を導入するとした場合、手数料がどのくらい違うのか、試算をしておられましたら教えてください。

○事務局

収納手数料の単価についてでございますが、現在収納の77%ほどは口座振替になっており、口座振替とした場合の銀行及び郵便局の単価は10円になってございます。窓口で納めていただく場合は、銀行や郵便局での手数料はかかりませんので0円となります。また、コンビニエンスストアの単価は48円になってございます。クレジットカード決済を導入した場合、試算しましたところ概ね1件当たり116円程度の収納手数料がかかるということで、他の収納手数料に比べ単価が高くなることから、クレジットカード決済の導入については、水道局で負担する費用を踏まえ慎重に検討しなければいけないということで考えて

おります。

○小林委員

収納方法により単価に差がありますが、今後導入されるお考えはあるのでしょうか。

○事務局

クレジットカード決済の導入につきましては、まず市民の方のご要望が増えてきてございます。他の公共料金でクレジットカード決済の導入も進んでおりますことから、導入について高い関心を寄せているところがございます。水道局における、今の収納方法の内訳は口座振替が77%、納付が22%、納付の中でもコンビニエンスストアでの収納が増えている状況にはあります。口座振替は非常に安定的な収納方法ということで需要もございまして、収納率も高いという状況にありますので、そうした点も踏まえて、慎重に導入を検討していかなければいけないと考えているところがございます。

○石橋副委員長

クレジットカード決済はお客さまサービスという観点から、他の事業者においても導入されており、時代の流れからいっても今後より深い検討をお願いしたいと思います。

○小山委員

一点目の質問ですが、水道記念館を活用していくにあたって、修繕費等がかかるのでしょうか。二点目の質問としましては、二酸化炭素排出量の削減の主な要因として、富田浄水場の休止を挙げられていましたが、今後さらに削減できるような要素はあるのでしょうか。

○事務局

まず、水道記念館のご質問ですが、平成5年に開館しまして、それから15年を経過しております。建物の外観に老朽化はみられないのですが、内部の展示設備については現時点でも補修等で費用はかけております。いずれ建物そのものについても、修繕費用が年数を経るごとに必要となってくることは想定しておりますが、いつ時点で本格的に対応していくかは現在未定でございます。

○事務局

二酸化炭素排出量の今後の削減計画でございますけれども、まずは機器の更新時に省エネルギー型の機器に入れて替えていくというのが、一つございます。二点目は、配水池の電気設備の改修時に太陽光パネルを設置しまして、自然エネルギーを採り入れていこうと考えてございます。三点目は、ポンプの使用を極力避け、自然流下で配水できるよう、配管や配水系統の変更が伴いますが、電力をできるだけ使わない配水を考えてございます。四点目は、10～20年先になるであろう浄水場の更新時に、浄水処理を現行の方式から膜ろ過方式に替えていくことも考えられますが、エネルギー的な観点も加味いたしまして、水道システム全体で環境負荷の少ない方法を選んでいきたいと考えております。

○小山委員

二酸化炭素排出量の削減は、維持管理費の削減にもつながるのでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。私どもが取り組んでいる二酸化炭素排出量の削減の取り組みは、電気使用料の削減という側面もあります。

○石橋副委員長

ただいま太田委員長がお見えになりましたので、議事進行を交代させていただきます。

○太田委員長

石橋先生ありがとうございました。それでは、ただいまから私の方で議事を進行させていただきます。引き続きまして、「お客さまサービス」と「環境」、二つのテーマにつきまして、それぞれご忌憚のないご意見、ご質問があれば、どうぞよろしく願いいたします。

○谷田員委員

小水力発電の導入について、検討の状況を教えてください。

○事務局

4年くらい前に設置場所や事業の枠組みの検討を開始し、発電した電力を売電する方針で考えておりました。しかし、仮に売電側の受電が停止した場合、私どもの発電機も停止することから、水の流れが急に変わってしまうことが想定されました。急な水の流れの変化は、水道水の濁りにつながるため、安全でおいしい水をお届けするのが私どもの第一の仕事でございますので、この検討を中断したという経緯がございます。この検討以外には、国が主体となって、釜房ダムからの導水のエネルギーを活用し小水力発電をする計画がございます。その計画に、仙台市の施設も一部使用されることから、間接的ではございますが、水道局としましても協力をする方向で考えているところでございます。

○石橋副委員長

例えば、小水力発電の観点で管路の内部にスクリーンを設置し、浄水場内のエネルギーを確保するといった水道局自前の取り組みはございませんでしょうか。

○事務局

今年度の事業としましては、配水所の修繕工事に際し、小規模な太陽光発電設備を設置し、実際にどのくらいのエネルギーを再生できるかを検証する予定でございます。費用対効果という面も無視できない事業ではございますが、昨今の環境問題の動向を踏まえ、再生可能エネルギー導入について、今後も検討していきたいと考えております。

○石橋副委員長

水道局の広報紙「H2O」について、一般の方にとって、あまり興味がわく内容になっていないのではないかと思います。提案ですが、例えば、苦情の内容や要望などを分かりやすい形で紹介するなどの方法があるのではないのでしょうか。おいしい水とはどういうものかなどをエッセイなどの体裁で簡潔に分かりやすく紹介するやり方もあると思います。また、水道局の職員だけで作成するのではなく、外部の有識者に協力してもらうなどすれば、より良い広報紙になるのではないかなと思います。

○事務局

広報紙は現在、年 3 回の発行しております。水道管の凍結など、その発行時期に合わせて水道局側からお伝えしたい情報もあることから、記事の量が多くなってしまいます。このことは、石橋副委員長がおっしゃるとおり、わかりやすく水道事業を説明しているというよりは、水道局からお伝えしたい内容を何とか紙面の中に盛り込んでいるという現状がございます。広報紙には、アンケート用紙をつけておりますけれども、そこに書かれてくるご意見や苦情、水道局に直接寄せられる声は、水道局として把握はしておりますが、局内での共有化や施策への反映がされるまでに、十分吸い上げられていないという課題もがございます。昨年度から広報紙の内容を、お客さまに視覚的にもPRできるようなデザインとしていることから、お客さまに一読いただきたいと思いますが、今後も内容を改善していきたいと考えております。また、外部の方のお知恵もいただきながら、より良い広報紙にしていきたいと考えておるところです。

○織田澤委員

数年前に、釜房ダム近くのキャンプ場で開催された音楽イベントに行った際、環境問題への関心の高まりを背景に、来場者に会場のごみを集めてもらう取り組みがありました。若い世代の来場者でもごみを集めたりして、集める行為自体が格好いいみたいな感じに彼らはとらえているようでした。若い世代も巻き込んで、例えば、イベントにあわせてダム湖畔の清掃活動を行うことで、水というものを身近に感じてもらえる良い機会につながるのかなと思いました。環境に関する質問なのですが、京都議定書の枠組みで二酸化炭素の排出権取引というのが提案されており、将来は日本国内でもその取引が行われるものと考えています。地方公営企業にあたる水道事業も、排出権取引ができる主体として位置づけられているのでしょうか。

○事務局

清掃のご提言について、水道局としましては、9 ページにあります釜房ダムの湖畔清掃等を行っております。他のイベントとタイアップという形ではないのですが、ダムの職員のご協力のもと、私ども水道局職員と水道モニターの方々、外郭団体の水道サービス公社の方々に、年に1回釜房ダム湖畔のごみ清掃をやっております。清掃にあたり、これまで広く市民の方々に周知しておりませんでしたので、今年度の実施に際しては市民の方々にも入っていただくことで、環境問題や水に関する関心も高めていただけるようにできればと考えているところです。

○事務局

続きまして、排出権取引についてでございますが、実際に排出権取引は試行ではありませんが、昨年からは始まっており、地方公営企業はその対象とは今のところなってございません。

○太田委員長

お客さまサービスと環境ということで二つのテーマに基づいてご審議いただいております。

すが、特に、お客さまサービスに関するご提案がなされて、中でも広報紙を中心に貴重なご意見があったと思います。水道局の情報を水道局の立場から一方向的に提供していくというだけではなくて、最終消費者としての市民との双方向のコミュニケーションツールとして十分活用していくということが必要だと思います。広報紙はそういう一つの媒体として重要な役割があると思いますが、広報紙は幾つかある媒体うちの一つだと思います。こうした広く情報提供する、もしくは呼びかけるという方式のほかに、コールセンターで承った苦情やご意見を、継続的かつ日常的に吸収し、経営や施策に反映していくための仕組みに関して、抱える課題等について教えてください。

○事務局

8 ページの下にあります、お客さまの声の施策反映システムの概要をご覧ください。これまで水道局として、様々な形でお客さまからご意見、ご要望、苦情などをいただいておりますが、それは担当課の方ですぐに対応できるものもございますし、水道局の施策として新たに取り組まなければいけないという大きなものもございます。水道局として統一的なルールがなかったことから、昨年度に、いろいろな形でお客さまから寄せられる声を局として集約し、声の内容に応じた対応をしていけるよう、お客さまの声の反映システムを導入したところです。まだ軌道に乗っていないところがございますけれども、最終的には、必要に応じて水道局の全体の施策まで取り込めるような流れをつくろうということで今進めておるところであり、これがある程度定着していけば、今まで以上にそういうお客さまの声に対する対応していけるものと考えております。

○西村委員

2 ページに関する質問です。苦情件数割合が平成 18 年度から平成 19 年度にかけて、半減しているということで大変すばらしいことだと思います。この割合が減っている理由を教えてください。平成 19 年 1 月に開設したコールセンターと、関係があるのでしょうか。

○事務局

この割合は、平成 19 年度までの値でございますので、これらの件数の中にコールセンターに寄せられた意見の件数が入っておりません。平成 20 年度の分につきましては、コールセンターに寄せられた意見も含めて、現在集計をかけているところでございまして、平成 20 年度には件数の値は上がるだろうと考えているところでございます。

○西村委員

いずれにしても、コールセンターを開設し、スピーディーに相談や苦情を受け付けるというのは、ゆくゆくは満足度の向上につながるものと期待しております。

○太田委員長

最後に、仙台市の水道システム自体が備えている、自然流下方式という、本来的に持っている特性が、この環境負荷という観点において、仙台市の一つの大きな特徴とも言えます。こうした水道システムとしての環境負荷低減に対する取り組みとして、水道システム全体の負荷を最小化していくための具体的な計画や方針というのはございますか。

○事務局

繰り返しになるかもしれませんが、一点目は、10～20年先になるであろう浄水場の更新時に、浄水処理を現行の方式から膜ろ過方式に替えていくことも考えられますが、エネルギー的な観点も加味いたしまして、水道システム全体で環境負荷の少ない方法を選んでいきたいと考えております。二点目は、圧力を上げて配水池から配水している地域を何とか自然流下の地域に引き込めないかというような検討を、費用等の問題もございしますが、できればやりたいと考えているところでございます。

③経営

○事務局

(19ページ)

では、本日3番目のテーマでございまして「経営」の説明に移らせていただきます。

まず、最初に、財政状況についてでございますが、収入は有収水量が平成9年度の1億2,000万立方メートルをピークに年々減少していることから、水道料金等の給水収益も平成11年度の254億円をピークに12億円減少し、平成19年度は242億円となっております。これは企業等の節水の徹底や地下水等との併用に加え、家庭での節水意識の浸透や節水機器の普及により減少しているもので、この傾向は今後とも続くものと考えております。

(20ページ)

一方、支出の方を見ても、本市の場合、平成11年度まで企業債を借り入れて拡張事業を行ってきたことから、減価償却費や支払利息などの資本費の割合が大きく、財政を圧迫する要因となっております。また、宮城県仙南・仙塩広域水道からの受水費も年々増加しており、これも給水原価を押し上げる要因となっております。今後の見通しについてでございますが、支払利息につきましては、平成19年度から3年間の国の企業債の繰上償還や借換債の制度を活用いたしまして、企業債残高の圧縮を図ることで、後年度の支払利息の負担軽減に努めているところでございます。また、受水費につきましては、平成22年度以降の広域水道の供給料金の改定を控え、他の受水市町とともに連携しながら、宮城県に対し料金抑制の協議を現在行っているところでございます。

(21ページ)

次に、人件費につきましては、拡張事業の終了や経営の効率化策などにより職員数は年々減少しており、これに伴い人件費も平成14年度の約51億円をピークに10億円以上減少しております。また、動力費につきましては、水需要の減少に伴う浄水場の休止や、配水系統の見直しによるポンプ所の廃止などで削減を図ってきたところでございます。

(22ページ)

次に、上のグラフは、建設投資とその財源の状況を示しておりますが、平成11年度で拡張事業が終了したことから、建設改良費は平成12年度以降大幅に減少しております。今後、施設の老朽化に伴う更新需要が増加するため、それに伴い新たな投資の増加も見込まれて

おります。財源につきましては、拡張事業終了後、財務体質の強化を図るため企業債の発行を抑制しております。このことは、下の企業債元利償還金と企業債残高の推移のグラフからも読み取れると思います。企業債残高は平成 11 年度をピークに減少しており、平成 19 年度は国の繰上償還や借換債の制度を利用することで、企業債残高の圧縮を図ったことがわかります。また、企業債の発行を抑制することで、支払利息の軽減を図っていることもわかります。

(23 ページ)

上のグラフをご覧ください。このグラフは、近年の水道事業会計の収支の状況を示しております。この期間の前半は赤字基調で推移しておりますが、平成 2 年度、平成 6 年度、平成 10 年度の 3 回の料金改定が行われ、その直後は大幅に収支が改善していることがわかります。また、平成 16 年度以降黒字基調となっているのは、経営の効率化に伴う人件費や動力費の削減、企業債の発行額抑制に伴う支払利息の軽減効果などによるものでございます。次に、下のグラフは、累積欠損金と水道局の自己資金である累積資金剰余額の推移を示しております。累積欠損金は平成 15 年度の 70 億円をピークに年々減少しており、平成 19 年度では 44 億円となっております。また、累積資金剰余額は、平成 18 年度は 84 億円ありましたが、平成 19 年度に国の制度を活用し、企業債の繰上償還を行ったため、49 億円に減少しております。

(24 ページ)

次に、今後の取り組みでございしますが、水需要は引き続き減少傾向が続くことから、料金収入も同様の傾向をたどるものと考えております。一方、上のグラフからも読み取れますように、管路等の施設の大半は今後耐用年数を迎えることから、施設の更新需要の増加が見込まれ、財務体質を強化するため自己財源の確保を図っていく必要がございます。これに対応するため、道路などの改築・更新の分野で導入されているアセットマネジメントの考え方も参考にするなど、事業量の平準化や計画的な更新に努めていく必要がございます。

(25 ページ)

次に、経営の効率化についてでございしますが、平成 17 年度からの現中期経営計画の主な取り組みといたしまして、上段の表にありますように、給水装置関係業務委託、富田浄水場の休止、水道料金収納業務委託などを実施し、コスト及び人員の削減に努めてまいりました。左下の図は、平成 16 年度から平成 20 年度まで段階的に実施した水道料金収納等包括業務委託について示しております。また、右下の写真は、平成 18 年度に休止いたしました富田浄水場でございます。

(26 ページ)

次に、職員の削減につきましては、平成 20 年度末の職員数は 425 名で、拡張事業の最終年度の平成 11 年度に比べ 118 名減少しており、現中期経営計画の当初目標も既に上回っております。また、コスト削減につきましては、平成 17 年度から 20 年度までの 4 年間の累

計で約 12 億円の効果が見込まれておるところでございます。

(27 ページ)

次に、本市の水道料金は、家庭用では大都市の中では札幌市に次いで 2 番目に高く、宮城県内では比較的安いものの、全国平均を上回っております。また、平成 20 年度に実施いたしました「お客さま意識調査」では、料金水準について「妥当」という回答が 3 割を超えるものの、「高い」及び「どちらかといえば高い」という回答が 5 割を超えております。なお、左下のグラフは、水道料金の大都市比較でございます。また、右下のグラフは、水道料金水準についての「お客さま意識調査」の内容でございます。

(28 ページ)

では、なぜ仙台市の水道料金が他の大都市に比べて高いのでしょうか。左下の給水原価の他都市との比較を見てみますと、市内の大部分が自然流下による配水方式であることや経営効率化策の実施などから、大都市の平均より物件費は低くなっております。一方、比較的近年まで市街地の拡大が続いたことから、平成 11 年度まで企業債を借り入れて拡張事業を行っていたことや、右下のグラフからも読み取れますが、給水区域の広さに比べて人口密度が低いため、施設の大部分を占める配水管の使用効率が低いことから、支払利息と減価償却費は高くなっております。また、広域水道の給水開始時期が他の大都市よりも遅く、供給料金の資本費がまだ高いため、受水費も高くなっております。

(29 ページ)

次に、右下の図をご覧ください。水道料金の原価は、水道メーターや検針にかかる需要家費、受水費や減価償却費などの固定費、動力費や薬品費などの変動費の 3 つの要素によって構成されており、その 90%以上を固定費が占めております。本市では、このうち需要家費と固定費の一部を口径別に設定した基本料金で、残りの固定費の大部分と変動費を段階別逓増制の従量料金で徴収しております。このように、使用量が多いほど単価が高くなる需要抑制型の料金体系を、水需要の増大に伴い施設の拡張に迫られていた昭和 47 年以来、現在まで 37 年間にわたって採用しており、相対的に一般家庭などの小口使用者には安く、工場などの大口使用者には高い料金となっております。このような料金体系は、高度成長期など水需要が増大している時期には、新たな水源開発の抑制が図られ望ましいものでございますが、近年のように水需要が減少し、特に大口使用者の節水の徹底や地下水の併用などにより使用量が減少していくと、従量料金で固定費を賄えなくなる恐れが出てまいります。さらには、今後施設が耐用年数を迎え、更新や維持修繕の需要も増加することが予想されますことから、これらの財源の確保も考えていかなければなりません。もう一度、先にご説明いたしました 22 ページの上のグラフに戻っていただきたいと思っております。拡張期の平成一桁の頃までは水需要は増加し、料金改定による増収が見込めましたことから、企業債の充当率を高く設定しても後年度に資金の回収が可能でございましたが、今後の水需要の減少等を考えますと、さらに収入の落ち込みが見込まれるため、企業債の充当率を高くすると、将来その償還が難しくなることが十分予想されます。こうしたことから、現役

世代も一定程度負担する料金水準のあり方も、今後検討していく必要があるものと考えているところでございます。

(30ページ)

最後に、運営体制でございますが、左上の棒グラフをご覧ください。水道局の年代別職員数を見ますと、50歳代の職員が非常に多いことがわかります。さらに、その下の円グラフを見ると、技術職員の半数近くが50歳代の職員となっています。次に、右側のグラフを見ますと、この年代の職員は30年以上にわたり水道事業に携わっている経験豊かな職員であることもわかります。この技術や経験の継承先である若年層の職員が少ないことから、蓄積された技術の喪失が懸念されているところでございます。

(31ページ)

水道局では、これまで業務の委託化を中心に経営の効率化を進めてまいりましたが、今後の技術職員の大量退職、さらなる行政改革の推進といった事業環境を考えますと、近い将来、今までの水道局職員中心の運営だけでは立ち行かなくなることも予想されております。そこで、例えば、これまで水道局が培ってきた技術や経験を、水道局の中で若い世代にどのように継承していくかということが重要なのもちろんでございますが、これからの水道事業を担う主体として、外郭団体や民間事業者なども含めて幅広くとらえていくことも重要と考えております。こうした水道局以外への技術の継承などを通じ、私どもが中心となりつつも、多様な担い手による水道事業の運営体制を構築し、経営効率化を図ることはもちろんのこと、地域全体で水道サービスの質的向上を図っていくという視点も必要であると考えております。そのためにも従来の方法に加え、外郭団体や水道法にある第三者委託、PFIなどの民間活力の活用も視野に入れながら、今後検討を進める必要があるものと考えてございます。なお、左下の図は第三者委託のイメージ、右下の図はPFIのイメージでございます。

(32ページ)

今までご説明した内容をまとめますと、次のようになります。

1. 企業債残高の圧縮や支払利息の軽減、経営の効率化により、財政状況は好転しつつあります。しかしながら、水需要の減少や施設の更新需要の増加など、今後経営環境は厳しさを増すことが予想されますことから、さらなる財務体質の強化を図っていく必要があります。
2. 仙台市の水道料金制度の仕組みは、水需要の増加が著しい拡張期の昭和47年に構築されたものであり、今後の水需要の動向やこれからの更新や維持管理の時代を踏まえた料金の水準及び体系のあり方を検討していく必要があります。
3. 今後も経営効率化の取り組みを進める一方で、これまで培われた水道技術の継承等の課題に対応するため、第三者委託などの新たな方法により効果的な民間活力の活用を図るなど、事業運営体制の見直しについて検討していくことも必要です。

○太田委員長

この経営のテーマについては、これまでご審議いただいてきたすべてに関わる事柄でもあります。特に、前回水道施設について取り上げてご審議をいただきましたが、まさに施設整備の裏付けとなるのは、こうした財政的な状況に基づくわけでありますので、今回ご説明いただいた内容につきましては、前回の分も含めて横断的にご審議をいただければというふうに思います。織田澤委員はアセットマネジメントの分野でご研究を重ねていらっしゃいますが、ご意見等いかがですか。

○織田澤委員

24 ページのアセットマネジメントに関する質問ですが、一点目は会計に関してです。現在、水道局では、財務会計のほかに管理会計をお持ちになっているのでしょうか。二点目が、水道資産の更新・維持修繕を平準化するという議論に関連しますと、例えば舗装などのような場合、適切な管理を行わず放っておくと、でこぼこになり、修繕にも費用を要し、かつ利用者の走行にも支障を来すことになってしまいます。余り早く修繕を行うと、ある意味無駄も生じることから、改良か修繕か、またその最適な時期があるということが、舗装に関しては言えるわけです。それに対して、水道資産というのは、放っておくことがどういう費用になって、改良か修繕の最適なものを工学的に検討する余地があるのか。あるいは、耐用年数を基準に更新していても無駄が生じないものと認識されているのか、教えてください。

○事務局

管理会計でございますけれども、水道局の中では、例えば、毎月配水状況がどうで、売り上げの状況がどういう状況だから、これはコストを絞らなければいけないとかというように、単年度の中で月次等の時期をとらえて、管理会計を年度の中でとらえております。加えて、長期的には、これから作成します長期計画の中で、更新や修繕の対象・規模を把握しながら、例えば、財源としてどの程度の企業債を充てるべきか、補助金等でできる事業はどの程度あり、補助金を充てることでどの程度自己負担の圧縮を図るとか、ある程度長い期間での考え方に立った検討もしております。実態としては、財務会計が中心になっておりますが、事業の軌道修正を図るといような形の管理会計の仕組みをつくっているというところでございます。

○織田澤委員

例えば、現存の施設の健全度状況とか工学的な側面を管理会計の中で検討されているわけではないのでしょうか。

○事務局

現在そこまで至っておりませんが、考え方として長期計画を立てる段階では、今後どの程度更新が必要かという点も踏まえております。二点目の質問に関わってくる話ですが、例えばある一定の期間を要して施設を直すということになりますと、資本的支出の建設改良費にあたりますし、部分的な修繕は収益的支出の経費にあたります。いずれにしても

も、何らかの措置が必要な施設を放っておいた場合、経費が増えることとなります。

○織田澤委員

改良して資産計上されてしまうか、修繕ということで費用として落とせるかということですか。

○事務局

部分的な修繕であれば経費として落とし、直していきます。また、それをずっと放っておくと、例えば10年、20年放っておけば、結局だめになりまとめて直すこととなります。実際に掘り上げ、壊れた箇所等があればその周りの状況を見ながら、緊急的に修繕しますが、資本的収支の中での更新に変更していくべきか、これまでのデータ等を蓄積しておりますので、その中で判断していくこととなります。

○事務局

ただいまの質問に関連することなのですが、施設の維持修繕につきましては、各施設の管理状況や修繕履歴のデータベースを構築しているところでございます。放っておくことの費用ということで先ほどお話がございましたけれども、私どもにとって、老朽化した施設を放っておけば当然断水等の支障が生じ、結局お客さまにご迷惑がかかりますので、そこまで至らないよう措置を施しております。更新の平準化ということで、我々に潤沢な資金があれば、単純に法定耐用年数を基準に更新をすることは簡単ではございますが、私どもの財政状況が厳しい中で、更新の優先順位、施設の重要度や機能が十分か否かといった観点にもとづき更新していかなければなりません。また、こうした観点にもとづき総合的に勘案して、今後修繕で対応するのか、あるいは更新であるのかということ、今後様々なデータに基づいて検証を行っていかねばいけないと認識しているところでございます。

○織田澤委員

今伺った内容から考えると、おそらく今の状況から将来的な更新需要の規模を把握し、かつそれを平準化したときに、更新に必要な費用も把握できるものと理解しました。さらに欲を言えば、先ほど話にあったデータベースを最大限に活用し、水質や環境対策、断水リスクの軽減などのサービス水準と費用との間における長期的な関係を分析できると良いと思います。こうしたものが明確になれば、水道局にとっての長期的ビジョンとその財務的な持続可能性について議論する上で、大変参考になると思います。是非、そういったところまで検討を進めていただければと思います。

○太田委員長

専門的な質疑応答になっておりますので、補足させていただきます。一つは改良か修繕かといったようなお話がございます。水道施設は機械設備から土木構造物まで含めて法定耐用年数という何年まで使えますよという、これは施設自体が実際にどこまで機能できるかという実態ではなくて、会計的な基準でもって期間が定められています。一応は、その法定耐用年数が過ぎると次に新しい施設に置きかえていくという、いわば寿命の目安とい

うわけです。その寿命が終わって新しい施設に置きかえていくためには、元手がなければいけないこととなりますので、施設が年々消耗していく費用として減価償却費を年々計上し、それが水道のコストの一部を構成することとなります。これに対して修繕というのは、施設を経常的に維持管理していくという上で、更新された新しい施設という形に直した上で新たな耐用年数をそこに付け加えていく、あるいは全く新しい施設として新しい耐用年数がそこから始まっていくということではなく、今の施設の状況と今の施設の決められた耐用年数の枠内で手当をしていくということを意味します。要するに、修繕と改良は費用の出所が違ってくるといこととなります。修繕の場合には、あくまで一般の薬品を幾ら使ったとか電気を幾ら使ったかというような維持管理費の一部を構成するものになります。それに対して、新しく施設を更新して今までの耐用年数が5年だったらそれを10年に引き延ばすとか、あるいは全く新しい施設に置きかえることによって新しい施設に基づく耐用年数が始まっていくとかになってきますと、これは改良にあたります。この場合には、新しい浄水場や水道管を布設するのとほとんど同じような会計的な取り扱いになります。

もう一つは、管理会計か財務会計かというお話もありましたが、財務会計というのは財務三表といわれている損益計算書や貸借対照表、資金収支に関する諸表などを公表する、これは議会に対しても法律上審議に付さなければいけませんし、それから一般の市民の方にもそうした財政諸表というものをお示しなければいけない。財務会計は、公表会計という言い方もされますが、公表することが義務づけられているものです。それに対して、管理会計というのは必ずしもそういうふうに義務として決まった様式でもって公表することになっているのではなくて、あくまで組織内部の経営管理上の都合でいろいろと工夫するためのものです。特に、事業が終わりまして、そしてその結果お金をどれだけ使ったとか、あるいは収支がどうだったかとかいう決算の結果は公表することになります。それに対して、予算というのはこれからこうしますああしますというふうになるわけで、教育や福祉といった一般の行政分野の場合ですと、ほとんどが予算の段階ですべてが統制されると言ってもいいかもしれません。予算に計上されて予算の範囲でもって実際に執行していくということなのですが、一方、民間企業の場合ですと、予算には重きをおかず、結果としてどれだけ収益が上がってどれだけ利益が確定してどれだけ株主に還元できたか、株価がどうなったかという結果の世界であります。地方公営企業の場合には実はその両面を持っています。ですから、予算的な統制も受けるし、決算上どうだったかという事業成果を会計情報として公表することの両方が求められるという両面性を持っており、主に管理会計というとその予算的な内部統制部分にあたります。どういうふうにして事業を管理していくのかを、会計的な手法によって示していくという内容のものです。ですから、先ほどから織田澤委員がおっしゃっている、管理会計をお持ちですかという質問は、水道局内部において管理していく仕組みを備えていますかというご主旨だと思います。ですから、財務会計はもともとそういうふう公表していくべき事柄として適切におやりになっている。これは当然なのですが、それに加えて将来施設がどうなるかと、現在耐用年数というものが

あるけれども、それとは別に実際に機能して使えているのか使えないのか。あるいは、耐用年数を超えてでもある程度うまく手当をしていけば引き続き施設の維持管理が可能なのかどうかということを実際に診断して、それを計画的に更新していく。それを修繕でやるのか、それとも改良という形でやっていくのか。その辺りのことを会計的にもはっきりと立てて、そして計画的に進めていくべきではないのかというご主旨だと思います。

○小山委員

25～26 ページの経営効率化に関して、年々人員を削減して、コスト削減という効果も出ているようですが、水道料金収納等包括業務委託ということで、例えば検針・計量業務委託は私人から民間会社に、開栓・閉栓等業務委託は外郭団体から民間会社に、料金収納業務委託は水道局直営から民間会社にとということで、かなり民間に委託しておりますが、民間会社に委託した方がコスト削減につながるのでしょうか。加えて、人員を削減している分、外注費が増えているということなののでしょうか。

○事務局

水道料金の包括外部委託についての業務でございますが、それ以前は水道はお申し込みをいただきましてから検針や計量をしたり、開栓・閉栓に係る業務、収納に係る業務を直接水道局の職員がやっておりました。水道局の直営業務を、平成 16 年度から 20 年度まで段階的に、こちらの図にありますように委託しております。一般的には、水道局の職員がやりますと人件費は給料相当分になりますので、どうしても民間会社に委託するよりも高くつくということで、平成 20 年度から 8,500 万円、それまでの経費と比較しての削減効果があったこととなります。加えて、民間会社に委託しましたことによりまして、適宜、適切に随時対応が可能な部分もありますので、市民の方へのサービスも一定程度はきちんと向上しているのではないかと私どもの方では考えております。

○小山委員

教えていただきたいのが、25 ページの中の富田浄水場の休止によって 17 名、3 億削減ということですが、この富田浄水場の職員は解雇になったということなのですか。

○事務局

水需要がどんどん減少するなかにあって、富田浄水場は名取川の水を浄水し、大年寺山の上にある配水所までポンプで水を揚げて、そこから仙台市内に配水している浄水場であることから、電気代を要します。また、一番市街地に近いところから水をとっておりますので、投入する薬品量も多くなり、薬品費も要します。最も費用のかかる浄水場であることから、近年の水需要も踏まえ休止の措置をとっております。富田浄水場を運転するために 17 名の職員が必要だったのですが、水道局職員は年齢構成が高く、退職される職員も多いものですから、退職する職員数分、新たな職員を補充しないというやり方で削減しております。

○小林委員

コストを下げていくために職員数を削減し、業務を民間会社に委託していくことは、メリットだけが生じてデメリットは生じないのですか。

○太田委員長

小林委員のご質問は、やはり水の安全性とか安定性を考えると、我々日本人の意識構造の特性かも知れませんが、公的な体制と責任のもとで進めていただくということについて、一方では効率性という問題がありますが、行政が担う信頼性や安心感は強いものと思います。水道事業は明治以来、公営体制で運営されてきましたから、民間会社が経営主体となった場合に、本当に大丈夫なのかというご心配と、それから人員を削減した場合に、特に技術の継承の面から、外部に委託したはいいけれどもそれっきりになってしまうのではないかと不安を抱かれているのではと思います。

○事務局

いろいろなデータを、各職員の頭の中や紙ベースのもので管理してきたというのが昔の状況でございますが、現在は情報の共有化ということが進んでおります。そういう意味で昔は、それだけ職員がたくさん必要だったのかもしれませんが。現在の職員数で、何とかやれるような状況を実際に構築してきております。また、すべてお客さまの料金関係に関する対応は委託先の民間会社で行っておりますけれども、それでも手に負えないものは、当然私どもの業務の総括課がございますので、そちらの方で対応しておりますので、その辺はご安心いただきたいと思います。

○小林委員

31 ページのところ第三者委託とかPFIとかというイメージ図が示されており、最近のガス事業の民営化の話もあり、水道事業も民営化の話が出てくるのかと連想してしまいました。生活の一番の基盤である水道やガスの事業は、経営の効率化も必要ですが、経済性を優先して、ライフライン事業の民営化を進めていけばそれでいいのか、疑問を感じます。民営化になった場合、行政の持っている役割や信頼はどこで担保されるのか心配です。ガス事業の民営化問題も、市民が知らないところで話が進められてしまった印象がありますので、水道においてもそういうことが起きてくると、行政に対する市民の信頼がすごく損なわれていくのではないかと考えます。

○事務局

例えば、無制限に水道局職員を減らし、ほとんどの業務を委託にしていくということを水道局で考えているかということになりますと、そこまでは考えてはおりません。といいますのも、職員が減っていくと、例えば災害時の手立てができなくなります。他の水道事業体から応援を要請されても人を派遣できなくなるという事態も発生するわけです。今のところ、例えば東北地方で何か大きな災害があれば仙台市も応援に伺うというような体制を組めるわけですが、それができなくなるということも生じかねません。災害のために職員を雇っておくということは勿論ですが、そういった観点も踏まえながら、今後どう

いうふうに業務を整理していくかというのは考えている最中でございます。その中に、今回ここには挙げてはございませんが、検討中ということでお話しますが、最終的に仙台市水道局がどの業務を担い、どの業務は委託できるのか、そして、その委託業務の主体は民間会社なのか、第三セクターなのか。そういったことを検討するのは、経営側の義務でもあるわけです。今後、水道局がどういう形になっていくかということも含めて考えていかなければならないものと認識しております。

○事務局

どこまで業務を委託するかという問題ではありますが、水道事業の場合、市町村経営の原則があり、最終的な責任は水道局が担うという制度になってございますので、ご安心いただきたいと思っております。

○西村委員

資料の 28 ページで、給水原価の図を見る限り、いかにも受水費というのが仙台市は目立っていて、これまでの経緯があつてこういうふうになっていると思っておりますが、これから先の見通しとして、この受水費を削減できるのでしょうか。

○事務局

現在、平成 22 年度以降、5 年間の受水料金について受水市町と宮城県との間で協議を進めておりますが、この期間につきましては企業債の支払利息と元金償還金の関係で、まだ企業債の償還がまだかなり残っております。さらに 5 年後くらいからはそのピークが過ぎてまいりますので、受水費も下がるだろうということが予想されています。一方で、昨年に宮城県仙南・仙塩広域水道の事故がありましたが、今後このように施設の老朽化が進みますと、事故が発生する危険性も増えてまいります。私どもが受水する仙南・仙塩広域水道につきましても、企業債の償還が減ってくる代わりに、老朽化した施設への投資が必要になってくることも考えられます。現在のところ、先が見えない話ではございますが、趨勢としては受水費は下がっていくだろうと考えております。

○織田澤委員

受水費とは具体的にどのようなもので、なぜ仙台市の受水費は高いのでしょうか。

○事務局

仙台市が宮城県仙南・仙塩広域水道から受水する浄水に係る料金でございます。仙南・仙塩広域水道は、七ヶ宿ダムを水源に宮城県南部山浄水場から浄水を受水し、現在仙台市の給水量の 3 割程度を占めています。他の大都市は受水開始から 30 年以上を経過し、広域水道建設時の企業債の償還が終了し、受水費に占める資本費の割合が小さくなっています。一方、仙南・仙塩広域水道の場合は、水源開発の時期が遅くて、受水開始から 20 年しかたっていないので、未償還の企業債がまだ多く残っています。

○太田委員長

少し補足しますと、水道事業というのは、簡易水道を除いて、二つの種類があります。一つは、用水供給事業という、個々の水を世帯ごとに給水はしていない、いわゆる水道水

の卸売り事業で、例えば仙台市などの各市町村水道に宮城県が卸売りしている事業があります。もう一つは末端給水事業といいまして、これは個々の利用者のところに水を配る事業です。自前でもって水源の水を調達できないなどの理由で、用水供給事業からの受水を配水している事業体と、水源から末端給水まで一元的にトータルに賄っている事業体があります。そのうち、今説明されているのは、そこから卸売りの水を購入するための費用として受水費があり、ここにありますように起債償還の関係も含めて資本費の比率が高いという特徴があります。もう一つの特徴は、責任水量制といいまして、これはある面でいえば水源開発のときに、市町村が手を挙げて約束に基づいて水を供給しているというような事情があることから、使っても使わなくても決められた量を配分することを求めたという責任ある水量については、すべてそれに見合う金額をお支払いするというルールになっています。

この経営のテーマは、今後の施設更新を中心にした財政収支についての現状のご説明と、特に今後起債に重点を置いたような資金調達ではなくて、更新投資という性格に基づいて今使っていただいている市民の皆さんにご負担をいただかなければいけない部分が増えていくという意味での料金のあり方に関わる問題。さらに、経営効率といった問題も含めて外部委託ですとか、今後の職員の人材管理といった面での運営体制の問題。大きくいえば三つをご説明いただいたところです。

④新たな課題

○事務局

(33ページ)

では、これより最後のテーマでございます「新たな課題」についての説明に移らせていただきます。このテーマにつきましては、広域化・広域連携と国際貢献の二つの課題について取り上げております。まず、広域化・広域連携についてですが、近年、水需要の減少や施設の更新需要の増大、技術職員の減少といった課題を背景に、水道事業の広域化による経営基盤の強化が議論されるようになっております。水道事業において、従来、広域化というと、本県の仙南・仙塩広域水道事業のような水源確保のための用水供給事業の創設が中心でしたが、今後は下の「これからの広域化のイメージ図」を見ていただくとわかりますが、既存の広域的な事業統合である施設の一体化から、さらに経営の一体化や管理の一体化、施設の共同化といった様々なレベルでの概念が提唱されているところでございます。

(34ページ)

では、本市における広域化の現状を施設面と運営面に分けて順にご説明いたします。まず、施設面についてですが、36ページの図をご覧くださいと思います。一つ目は、施設の共同化に当たりますが、第三次拡張時事業で行った大倉ダム水源開発を塩竈市と共同で行い、導水路が両市の共同施設となっております。二つ目は、ある意味で広域的な事

業統合に当たりますが、本市と隣接する富谷町にまたがる団地の開発業者から簡易水道の移管を受けた関係で、行政区域外の富谷町東向陽台地区が本市の給水区域となっております。三つ目は、施設の一体化に当たりますが、第四次拡張事業で釜房ダムの水源開発を行う際に、当時隣接する名取市、多賀城市、七ヶ浜町も新規の水源開発の必要があったため、その分を上乗せして本市が水源開発を行い、現在、分水により給水している分がございます。最後に、これも施設の一体化に当たりますが、宮城・福島・山形 3 県の県境の七ヶ宿ダムを水源に、本市を含めた仙塩地区 8 市町と仙南地区 9 市町の 17 市町に給水している宮城県の仙南・仙塩広域水道がございます。また、広域水道の事故の際には、急遽本市の配水管と広域水道の送水管を連結し富谷町へ、既存の分水施設を使って名取市へ、応援給水を行った事例がございます。このように仙台市と隣接市町の間には導水、送水、配水の各レベルでパイプがつながっており、これらの市町は本市と連携して事業を行う必要があることから、広域化を考える土壌が既にご覧いただけます。なお、連携の内容につきましては、34 ページの表をご覧くださいと思います。

(35 ページ)

次に、運営面でございますが、現在行っております取り組みは 35 ページの表の 4 項目がございます。一つ目は管理の一体化に当たりますが、隣接の仙塩地区の 6 市町から水質検査を受託しております。二つ目は、本市と仙塩地区の 7 市町で、同地区の水道事業の運営について意見交換を行う場である仙塩地区水道対策協議会がございます。三つ目は、仙南・仙塩広域水道事業の災害や事故等の対策を検討するために、宮城県及び 17 受水市町で構成する仙南・仙塩広域水道危機管理検討会が今後設置される予定でございます。最後に、茂庭浄水場にあります職員研修所は、本市職員の研修だけではなく、日本水道協会や宮城県管工業協同組合等の関係機関主催の各種研修会にも貸し出しを行い、広域的なご利用もいただいているところでございます。

(37 ページ)

次に、37 ページをご覧ください。これらの現状を踏まえまして、今後の課題としては、喫緊の取り組みとして、宮城県沖地震なども見据えた災害対策・危機管理の観点から、宮城県や周辺自治体との相互応援体制の構築や施設面での連携も検討する必要があります。また、長期的には水需要の減少が見込まれることから、基幹浄水場等の更新、浄水場や水道システムの再編成といった施設整備を検討していくに当たって、仙台市の施設より比較的新しい広域水道の有効活用を視野に入れる必要があります。仙台市を初めとする水道事業が抱える新たな課題を解決するため、仙塩地区水道対策協議会などの既存組織をより有機的なものに高めていく必要があります。今後は東北全体の技術力向上の拠点としての役割が果たせるよう、職員研修所の機能拡充等を検討する必要があります。

(38 ページ)

次に、国際貢献でございますが、国の水道ビジョンで長期的な政策目標として国際貢献の充実が掲げられております。本市では、平成 18 年度から札幌市が J I C A を通じて受け

入れている外国人技術者向け研修の一部を担当し、ここ3年間で24カ国46名の研修生を受け入れております。研修内容は、現在休止中の富田浄水場を使い、浄水場の構造や機能に関する実習等を行っております。なお、中段には国の水道ビジョンの国際貢献の内容を、下段の写真はJICAの研修風景を示しております。

(39ページ)

新たな課題についてまとめると、次のようになります。

1. 広域化や国際貢献に向けた取り組みは、国の水道ビジョンにおいても事業者として必要な観点となっており、東北を代表する水道事業体として、仙台市全体の施策とも整合を図りながら推進する必要があります。

2. 次に、広域化・広域連携については、水需要の減少や施設の更新需要の増加といった事業環境の変化に対応していくための有効な考え方であり、今後の事業運営を検討するに当たり、関係する事業体相互の経営に資するような広域的な取り組みも進めていく必要があります。これで、仙台市水道事業の現状と課題についての説明を終わらせていただきます。

○太田委員長

これですべての現状と課題についてのテーマ別の説明をいただいたこととなります。新たな課題ということで最後のテーマについてのご説明をいただきましたが、全体にわたってご意見、ご質疑も含めてお出しただければと思います。

○石橋副委員長

自己水源がない周辺市町への分水は、仙台市水道事業の経営を圧迫するものではないのでしょうか。

○事務局

実際、事業を開始したときにルールを決めまして、必要な費用は全部いただくという形にしておりますので、仙台市は損も得もしないような形ですので、経営に直接影響はございません。

○太田委員長

広域化について、いわゆる平成の大合併といわれた市町村合併とは違う点に触れたいと思います。水道事業には行政境界という概念とは別に、給水区域がございますことから、合併をせずに水道事業だけ広域的な関係を結んでいくということもありますし、市町村合併を経て合併後にそれぞれの水道事業を統合していくという結果としての広域化というものもあります。もう一つは、広域化といっても単に水源を一つにするとか、施設を統合していくとかというハードの分野以外に、ソフト面の対応として、いろいろな相互の協力関係を形成していくとか、共同事業をやるとか、特定の施設を共同で設置して運転管理するとか、非常に幅広いとらえ方が、現在国の方でなされてきています。この点については、今すぐ来年度からどうかというような、短期間ですぐ行えるものと、長期的に考えるべきも

のがあると思います。事務局の方としては、広域化・広域連携といった場合にはどのような序列、着手の手順みたいなものをお考えになっていらっしゃいますか。

○事務局

仙南・仙塩広域水道広域水道の施設は、仙台市の施設に比べると比較的新しいことや、将来的に受水の原価が下がることが十分予想されますので、広域水道から水を買った方が安いという状況になる可能性もあります。今年度から、広域水道の危機管理検討会を設置するというので、技術分野において事業主体の宮城県と各受水市町との検討会が始まりますので、その場を通じて将来的な姿を探っていくのが良いものと考えているところでございます。

○西村委員

本日、ご説明いただいた経営の問題ですとか環境問題にいかに対応していくか、あるいは技術の継承をどのように行っていくかということは、仙台市以外の水道事業体もほぼ同じような問題を抱えているものと思います。広域化・広域連携の中で仙台市が果たす役割は非常に大きく、仙台市がリーダーシップをとっていくことは、他の水道事業体の経営基盤等の強化に資するものと考えます。そういう意味では、この広域化・広域連携を前提にした今後の展開はなかなか立てづらく、見えにくいものと思いますが、他の水道事業体と密接に議論する場を活用しながら、仙台市が果たすべき、果たさなければいけない役割というものをしっかりと見据えていただいて、リーダーシップをとっていただきたいと思います。その際に、例えば、技術の継承として、現在30歳未満の職員数がかなり少ないことや、水道技術の習得期間を勘案すると、広域化・広域連携を現在の体制で対応できるのかなと不安を感じます。また、この広域化を考えるにあたって、仙台市の役割というのは非常に重要だということを、仙台市民にも認識していただく必要があるものと思います。

○事務局

確かに周辺の水道事業体も、おそらく同じ問題を抱えてきていると思いますので、仙塩地区水道対策協議会という会がございますので、今後は、西村委員からお話があったような課題も含めて、そういう場を通じて検討してまいりたいと考えております。

○石橋副委員長

私も、仙台市がリーダーシップをとっていくことが必要だと思います。他の水道事業体では、広域化を図り、民間会社への委託もプロポーザル方式を導入しております。

○事務局

実際に仙台市でも一般会計の部局ではプロポーザル方式をやっている部門もございまして、今年度から総合評価という制度も導入されております。今後は水道事業でも、新たな評価方法を採り入れながら契約を結んでいくことになっていくものと思います。

○太田委員長

先ほど小林委員から民間委託、民営化についてご心配のご意見もございました。第三者委託自体も委託をする相手側が必ずしも民間会社を予定しているわけではなくて、より体力と技術力がある公営水道事業体を対象にすることができます。こうした制度も活用し、広域化・広域連携を進め、公と公の相互の関係を強めていくことも可能だと考えることができます。その中で仙台市としてできる限りふさわしい位置と役割を発揮していただくのが望ましいかと思います。

○石橋副委員長

国際貢献について、是非とも進めていただきたいと思います。進めるにあたっては、水道局だけで抱え込むのではなく、例えば周辺の大学を巻き込むなどして、総括的に捉え、他の先進都市のように貢献していただければと思います。

(3) 今後の検討のスケジュールについて (資料2)

○太田委員長

次に、最後になりますが、今後の検討スケジュールを事務局の方からご説明いただきたいと思います。

○事務局

では、今後のスケジュールでございますが、資料2の方をご覧いただきたいと思います。第4回の開催は6月を予定しておりますが、現在のところ、6月29日月曜日の午前中を予定しております。時間等につきましては改めてご連絡をさせていただきます。なお、前回と本日の議論を踏まえまして、次回は、基本計画の基本的な方向性(案)などをお示しする予定でございますので、よろしく願いいたします。

○太田委員長

ご意見等がないようですので、本日はこれをもちましてすべての予定している議事を滞りなく終了させていただきます。事務局の方にお返しいたします。

(4) 閉会

以上